

茨木市介護予防・日常生活支援総合事業費 単位数サービスコード表

1. 訪問介護相当サービス サービスコード表

令和8年8月1日

サービスコード		サービス名称	算定項目			合成 単位数	算定 単位
種類	項目						
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割				39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割				77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割				123	1日につき
A2	2411	訪問型独自サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	287	1回につき
A2	C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		-12	1月につき
A2	C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				-1	1日につき
A2	C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		-23	1月につき
A2	C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割				-1	1日につき
A2	C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		-37	1月につき
A2	C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割				-1	1日につき
A2	C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	-3	1回につき
A2	D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2 (週1回程度)		-12	1月につき
A2	D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算11日割				-1	1日につき
A2	D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算12		(2) 事業対象者・要支援1・2 (週2回程度)		-23	1月につき
A2	D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算12日割				-1	1日につき
A2	D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算13		(3) 事業対象者・要支援2 (週2回を超える程度)		-37	1月につき
A2	D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算13日割				-1	1日につき
A2	D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	(1) 事業対象者・要支援1・2	(週1回程度)→1月の中で3回まで (週2回程度)→1月の中で7回まで (週2回を超える程度)→1月の中で11回まで	-3	1回につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 所定単位数の10%減算				1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算2	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 所定単位数の15%減算				
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算3	同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 所定単位数の12%減算				
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算 200単位加算			200	
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 50単位加算			50	月1回限度
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ1	ヘ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	所定単位数の270／1000加算		1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ2		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	所定単位数の287／1000加算		
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ1		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	所定単位数の249／1000加算		
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ2		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	所定単位数の266／1000加算		
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の207／1000加算		
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の170／1000加算		

2. 訪問型サービスA サービスコード表

サービスコード		サービス名称	算定項目		合成 単位数	算定 単位
種類	項目					
A4	1001	訪問型サービスA	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で10回まで	利用者負担額235円	220	1回につき
A4	4001	訪問型サービスA初回加算	事業対象者・要支援1・2	利用者負担額214円	200	1月につき
A4	5001	訪問型サービスAベースアップ加算	事業対象者・要支援1・2 ※1月の中で10回まで	利用者負担額39円	37	1回につき